

令和8年度離島特産品等マーケティング支援事業業務委託に係る 企画提案募集要領

本公募は、令和8年度の沖縄県当初予算の成立及び沖縄振興特別推進交付金の国からの交付決定を前提とした事前準備手続きであり、県議会において当初予算案が否決された、若しくは変更があった場合、又は国からの交付決定がなされなかった、若しくは交付決定額に変更があった場合は、契約の一部又は全部を締結しないことがありますのでご留意ください。

なお、委託契約の締結にあたっては、企画提案の内容について内閣府による事前確認が必要な場合がありますので併せてご留意願います。

1 概要

(1) 委託業務の名称

令和8年度離島特産品等マーケティング支援事業業務委託

(2) 目的及び内容

別紙「令和8年度離島特産品等マーケティング支援事業業務委託仕様書」による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 契約限度額

34,394,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）

(5) 業務所管課

沖縄県企画部地域・離島課

2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者でなければ、本公募に応募することはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 提出書類の受付期間内において、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。

- (4) 県税、法人税（個人の場合は、申告所得税及び復興特別所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (6) 雇用する労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていること。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) 次の各号のいずれにも該当しないこと。なお、以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。））の代表者（団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- (9) 個人情報取扱いに係る業務を受託するに当たって、その安全管理のために必要な業務の実施体制を整備することができること。
- (10) 過去3年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体等とマーケティング支援分野又は地域活性化分野に関する業務を2回以上受託した実績があること。
- (11) 本委託業務を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、「令和8年度離島特産品等マーケティング支援事業に係る業務委託仕様書」に基づく業務内容を的確に実施できる能力を有すること。
- (12) 本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。
- (13) 本委託業務の実施に当たって必要時に離島を含む現場へ職員の派遣を行い、速やかに調整等を行える者であること。
- (14) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること（共同企業体で参加しようとする場合にあっては、共同企業体を代表する者が沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。）。
- (15) 共同企業体で参加しようとする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

- イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、上記応募資格(1)～(9)の要件を満たす者であること。
- ウ 共同企業体を構成するいずれかの事業者が、上記応募資格(10)の要件を満たす者であること
- エ 共同企業体全体で、上記応募資格(11)～(13)の要件を満たす者であること。
- オ 共同企業体を代表する者は、本委託業務完了後においても、共同企業体を代表して事業評価等に責任を持って対応することができること。

3 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和8年3月6日（金）17時（必着）
- (2) 提出書類：質問書【様式8】
- (3) 提出方法：FAXまたはメールにて提出すること
※送信後は、念のため受信確認を行うこと。
- (4) 回答方法：質問及び回答は沖縄県ホームページにおいて公表し、個別に回答を行わないものとする。また、質問を行った者の企業名は公表しないものとする。ただし、簡易な質問等については、電話等により回答することがある。

4 参加申込

本募集への参加を希望する場合は、下記により申し込むものとする。

- (1) 提出期限：令和8年3月13日（金）17時（必着）
- (2) 提出書類：参加申込書【様式1】
- (3) 提出方法：持参、郵送（一般書留又は簡易書留）、FAX又はメールにより受け付ける。
※共同企業体等で応募の場合は、代表事業者が申し込みを行うこと。
※FAX又はメール送信後は、念のため受信確認を行うこと。

5 応募書類

参加申込書【様式1】を提出したものは、次に掲げる書類を作成し、①及び③から⑩は1部、②は10部提出すること。

(1) 提出書類

- ① 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式2】
- ② 企画提案書（A4版・縦横自由、ページ番号を付すこと）

企画提案書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするためイラスト、イメージ図等を使用するものとし、次の各項目の記述を必須とする。また、作成にあたっては仕様書を参照すること。

- (ア) 提案概要
- (イ) 業務の実施方法（仕様書で示した委託業務の内容、外部専門家については具体的な候補者も示すこと）
- (ウ) 業務の実施体制
 - 役割、担当者、所属、実務経験年数、保有資格等を記載
 - 記載に当たっては、審査者が内容を十分理解できるよう、図や表を用いて、実施体制を具体的に記載すること。
 - 共同企業体等で応募する場合、全構成員の担当業務が明確と

なるよう記載すること。

(エ) 業務スケジュール

- ③ 積算書 【様式 3】
- ④ 法人（会社）概要書 【様式 4】
- ⑤ 実績書 【様式 5】
- ⑥ 誓約書 【様式 6】
- ⑦ 社会保険に加入義務がないことについての申出書
（※社会保険に加入義務がない場合） 【様式 6 - 2】
- ⑧ 共同企業体構成書（※共同企業体等の場合） 【様式 7】
- ⑨ 共同企業体協定書（※共同企業体等の場合）
- ⑩ 添付書類
 - (ア) 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
 - (イ) 履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）
 - (ウ) 直近事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
 - (エ) 参加者の概要がわかるもの（パンフレット・会社案内等）
 - (オ) 納税証明書
 - ・ 県税：県税全税目について滞納がない旨の証明書
 - ・ 国税：主たる事業所等の所在地を管轄する税務署が発行する納税証明書（個人：納税証明書「その 3 の 2」、法人：納税証明書「その 3 の 3」）
 - (カ) 労働保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）
 - 申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写しを提出すること（以下は例）
 - 労働局からの領収済通知書（領収印のあるもの）
 - 納付書・領収証書（領収印のあるもの）
 - 口座振替結果のお知らせ（提出者名が入っている部分を含む）
 - 労働保険事務組合からの領収書等
 - 納入額の告知書と振込・口座振替明細 等
 - (キ) 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）
 - 申請日直近の、健康保険・厚生年金保険料の納入が済んだことがわかる書類の写しを提出すること（以下は例）
 - 厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
 - 納付書・領収証書（領収印があるもの）
 - 領収済通知書（領収印があるもの）
 - 社会保険料納入通知書
 - 納入額の告知書と振込・口座振替明細 等

※1 共同企業体等の場合、上記④から⑦、及び⑩について、共同企業体等の構成員ごとに提出すること。

※2 各様式は、必要に応じて2枚以上にまたがって記載してもよい。また、関連資料があれば必要最小限度の範囲で添付してもよい。

(2) 提出期限

令和8年3月17日（火）17時（必着）

(3) 提出場所

沖縄県企画部地域・離島課（沖縄県庁7階）

(4) 提出方法

持参、郵送（一般書留又は簡易書留）。

6 積算見積に関する要件

今回の企画提案応募については、34,394,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）の範囲内で見積もること。

※上記の金額は企画提案のために設定した金額であり、契約前の実施内容の調整により、減額となる場合がある。

積算の費目は概ね次の内容で作成し、各費目の単価、内訳及び金額の根拠等を記載すること。

ア 直接人件費

イ 直接経費

(ア) 旅費

(イ) 謝金

(ウ) 印刷製本費

(エ) 通信運搬費

(オ) 広報費

(カ) その他（再委託費その他上記のいずれにも該当しない経費）

ウ 一般管理費（ア直接人件費及びイ直接経費の合計額の10%以内）

※再委託に係る費用は一般管理費の算定から除く。

エ 消費税

7 委託候補者の選定（審査の実施）

(1) 企画提案選定委員会の設置

企画提案の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するため、県が設置する企画提案選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において審査を行う。

(2) 選定

提出された企画提案書をはじめとする書類（以下「提案書」という。）について、形式審査を行った後、選定委員会において受託候補者を選定する。

提案書が複数ある場合は、選定委員会での審査に先立ち、地域・離島課において書面審査を行い、選定委員会において審査の対象となる者を選定する場合がある。

(3) 採点・審査

① 採点

審査においては、以下の項目毎に次に記す評価により採点する。

ア 適合性<20点>

事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること

イ 実効性<30点>

確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること

ウ 具体性<40点>

提案された内容が具体的かつ効果的であること

エ 妥当性<10点>

事業を遂行するに当たり、妥当な積算であること

② 審査

ア 審査は、選定委員が審査票により採点し、合計点を算出する。

イ アにより算出した合計点が高い企画提案者から昇順（1位から順番）に順位を付し、これをポイントとして企画提案者ごとに合算し、合計ポイントが最も少ない方を上位として受託候補者とする。

ウ イで最少ポイントの者が複数いる場合、当該同評価者の中から、委員の合議により選定するものとする。

③ 最低基準

選定委員会において、各委員の採点の平均点が合計配点の6割（60点）以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない企画提案者は選定の対象としないものとする。

④ 企画提案者が1者の場合の取扱い

選定委員会において、企画提案者が1者のみであり、かつ、最低基準を満たしている場合は、当該企画提案者を委託候補者とするについて、各委員により様々な角度から検討を加えた後、当該各委員の合議により判断するものとする。

また、企画提案者が1者の場合には、企画提案者によるプレゼンテーションは行わず、企画提案書の審査（書類審査）のみ実施する場合がある。

なお、企画提案者が1者のみであっても最低基準を満たさない場合、又は企画提案者がいない場合は、選定しないこととする。

(4) 選定委員会の予定日、具体的な実施方法

① 予定日：令和8年3月27日(金)午後（予定であることに留意すること）

② 実施方法：企画提案者によるプレゼンテーション

※開催日及び実施方法等の詳細については、別途通知する。

※プレゼンテーション及び質疑応答は、アプリケーション「Zoom」により実施することがある。

※プレゼンテーション20分程度、質疑応答15分程度を予定

※プレゼンテーションについては、パソコン、プロジェクター等の使用も可とするが、その場合、機器（コード類含む。）については持参の上、企画提案者自身により速やかに設置及び撤収すること。

※入室から設置までに要する時間は5分程度を目安とし、これを超える場合は、パソコン等の使用を不可とし、書面のみでのプレゼンテーションとなる場合がある点に留意すること。

(5) 審査結果の通知：令和8年4月上旬（予定）

※審査の結果については、申請書を提出した者に対して文書で通知する。

(6) 委託契約の締結：令和8年4月上旬（予定）

8 契約に関する条件など

(1) 契約方法

選定された候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適さないもの）により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約金額については、選定された候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された積算書と同額とならない場合がある。

(3) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として地方自治法施行令及び沖縄県財務規則の規定により、契約金額の100分の10以上の額を納付する必要がある。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) 支払条件

受託者から提出される実績報告書に基づき、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法となる。

ただし、実施計画書に基づき、委託契約額の90%の範囲内で概算払いをすることができる。

(5) 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、企画提案内容の遂行に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

(6) 実施計画書

委託契約締結の日から5日以内に実施計画書を提出し、県の承認を得ること。なお、業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。

また、委託契約締結後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

(7) 配置予定担当者

企画提案書に記載した担当者等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験、見識を持つ者とし、県の了解を得なければならない。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、選定委員会に参加する経費等、企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は、軽微な変更を除き、原則として認めない。
- (4) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。
- (6) 1者（1共同企業体）当たり、提案は1件とする。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本要領に違反すると認められる場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
 - キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (8) 書類の受付、その他の対応を行う時間は、沖縄県の休日を守る条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する県の休日を除く、9時から17時までとする。
- (9) 企画提案、契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

10 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階
沖縄県企画部地域・離島課
電話：098-866-2370 FAX：098-866-2068
E-mail：aa017035@pref.okinawa.lg.jp